

第十三回 参議院建設委員會會議録第十五号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)午前
十時四十分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

赤木 正雄君
田中 一君
石川 榮一君
島津 忠彦君
徳川 宗敏君
三木 治朗君
松浦 定義君
東 隆君
野田 卯一君
三郎君
八嶋 三郎君
武井 篤君
菊池 瑞三君

国務大臣

建設大臣 野田 卯一君
建設省都市局長 八嶋 三郎君
事務局長 常任委員 武井 篤君
常任委員 菊池 瑞三君
常任委員 金専門員 菊池 瑞三君
常任委員 金専門員 菊池 瑞三君

本日の会議に付した事件

○屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査の件

○北海道十勝沖地震の災害に対する緊急対策に関する件

○理事(赤木正雄君) これから委員会を開きます。

屋外広告物法の一部を改正する法律案、これに対して政府の説明を求めま

す。

○国務大臣(野田卯一君) 屋外広告物法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨を御説明いたします。

屋外広告物法は昭和二十四年六月制定され、その施行以来二年半を経過し、都道府県の條例もおおむね整備されて参つたのでありますが、その実施の事情に鑑み、同法の円滑な運用を図るために、一、二改正を適當とする点が認められますので、所要の改正をいたしたいと存じます。

第一に、現行法におきましては、違反広告物について、美觀風致を維持し又は公衆に対する危害を防止するために都道府県知事が命ずる除却その他の措置の履行の確保に關しては、行政代執行法の規定の適用があるのでありますが、違反広告物の責任者が明らかでない場合には法律上履行を確保する途がありません。而して違反広告物は、お

おむねその責任者が明らかでなく、同法の施行上支障が少くないので、これに關する規定を整備いたしたいと考えております。

第二に、現行法におきましては、広告物の規則に關する事務は都道府県の事務として、條例で定めるところにより都道府県知事が行なつてゐるのでありますが、その都道府県知事の事務の一部を市町村長に委任できることといたし、事務処理の簡捷を図りたいと存じます。なお、建築基準法の制定及び森林法の改正に伴ひまして字句を整備する必要がありまゝので、併せてその

整備をいたしたいと思ひます。

以上でこの法律案の概要を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ御審議の上本案の成立に御協力あらんことをお願いいたします。

○理事(赤木正雄君) ちよつとご諮りいたします。今日審議しますか。政府委員の都合はどうなんですか。

○政府委員(八嶋三郎君) こちらは差支えございませぬ。実は衆議院にもこの問題がかかつておりまして、衆議院が実は今日はその質疑の予定になつておるわけですが、だから衆議院のほうからお呼出しがあるとの方面にちよつと参らなければならぬというだけでございます。

○理事(赤木正雄君) では衆議院のほうに關係するまではこれを審議する、こういうことに御異議ありませんか。

○田中一君 来てすぐ、五分立つたら呼びに来たというのでは困る。お調べになつて、三十分なり四十分なり後ならまだいいんですが、すぐ来たつて、すぐ行くんじや困るから、一遍衆議院の都合を聞いたらどうです。聞いてからきめたらどうです、向うの都合もあるでしょうから。

○専門員(武井篤君) お手許に配付しました資料につきましてちよつと御説明申上げておきます。赤い活字で上に書いてありますものは政府から出たものであります。参照條文、この前の條文が全部出ております。それが一つの資料、それから新旧對照表が一つ出ております。それから條例のイグザンブルであります。それから東京の條例がこ

こに来ております。それから青い字のほうは、これはこの前、屋外広告物法を審議いたしましたときの提案理由の説明、それから委員会における審議、それから委員長報告、この三つのものが一括になつております。

○理事(赤木正雄君) 衆議院は今調べにやつておりますが、大臣の御出席です。何か大臣に御質問があればこの際……。

○田中一君 この前の委員会のときに審議いたしましたまだ審議継続中のボ政令によるところの政令の廃止によるところの法律案、或いは空中写真の件であります。従つてそれが出るまで継続審議ということにして置いて頂きたいと思ひます。その際、本日の朝日新聞を見ますと駐留軍の軍機保護を目的とするところの行政協定による何と言いますか、刑事特別法と言いますか、交渉が進んでおるやうに聞いております。若しこれと関連するところのものがあるとするならば、一応大臣の御説明を伺つておきたい、こう考えております。

○国務大臣(野田卯一君) 只今のお話の記事も私読んでおりませんし、それに関連するような事柄は私のほうで全然承つておりません。

○田中一君 これはまだその單なる新聞報道ですから実態はわかりませんが、例えば印刷物とか出版物とか写真とかかというものを、合衆国軍隊の秘密に關するものに対する刑事特別法の要綱ができた、こういう報道なんです

が、従つて今般の空中写真の問題にしましてもこの法律に觸れるような、この法律の内容に合衆国駐留軍の軍機に屬するものは、恐らく我々の目には當然觸れないものと考へます。従つてこ

ういふような準備が今日の行政協定並びに何と言いますか、作業班ですか、予備作業班の間にできたとするならば、空中写真の法案ももう少し待つておきまして、これに機込むことができないならでございまして、或いは差支えない空中写真を全部政府がもらひ受けるというやうなことができればそれ

も幸いでありまして、政府のやりやうな形まで持つて行かすやうな交渉をするというやうな形を以て、最善の御交渉をお願いしたい、こう考えております。

○国務大臣(野田卯一君) 今の点は私新聞の記事のことがどれだけ……全然政府の部内において問題になつておりませんが、或いはそういうことがあれば私も調べて見てもいいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) お諮りいたしますが、衆議院がすぐ呼びたい、こういうことを言つておりますからこの屋外広告物法の一部を改正する法律案、この審議はこの次の委員会にいたします。御異議ありませんか。

○理事(赤木正雄君) 私ちよつと大臣にお伺ひしますが、今日の新聞で山内所長の取調への問題がありますが、これは私前の大臣のときもこういう不正事件についてはよほどやかましく申し

たんですが、まだこれは大臣のお手許には無論詳細のことはわからんと思つたんですが、おわかりになりましたら詳細承りたいと思つた。この委員会でもなくともいい、次の委員会でもお伺いしたい。

○國務大臣(野田卯一君) この問題は只今お示しを受けて初めて知つたわけなんです。私まだ全然聞いておりません。至急取調をしましてわかるだけのこと、この次の機会にでも申し上げたいと思つた。

○松浦定義君 丁度今日大臣がおいでになつておりますから一言お尋ねしたいんですが、実は去る四日の十勝沖地震につきまして、いち早く大臣は現地に御視察を願つてその被害の甚大さをみずから体験を以て御調査になつたことは、地元委員として感謝に堪えない次第であります。その後私参議院の一行のかたと同行或いは又個別にも詳細な調査をして参つたのであります。道庁知事初めその他関係者が急遽上京いたしましたのでいろいろとお願ひに上らんといたしてあるのであります。すでに十日以上過ぎました。現状ではまだ本場の安定をしたような態度でないというところ、実は私もつづきに見て参つたわけでありまして、それで現在いろいろ恒久的な対策としては十分御調査の上にお願ひしなければならんと思つたが、先ず緊急を要する問題につきまして現在大臣としてお考えになつておる範囲内においてお示し願へれば幸いだと、かように考えるわけでありまして、お答えできない程度で……。

○國務大臣(野田卯一君) 十勝沖の地震災害の対策については、私御承知の

ように現地へ行つて参りまして三月九日の日に帰京いたしましたのであります。

それでその次の閣議であります。閣議は十一日の閣議に諮りまして、北海道開発庁を中心とし、各省の関係官を以て組織する十勝沖地震災害復旧対策協議会というものを設置をきめて頂きまして、早速それに取掛りました。別途現地のほうにおきましては、北海道知事その他がその資料をまとめられまして、先週の木曜日の晩にこちらへ着かれて金曜日の日に、私その説明を聞いたわけなんです。それからこの協議会を組織いたしました。昨日第一回の会合を催しました。その際には北海道知事が最近もたらした復旧対策等の問題を織込みまして相当詳細なものであります。詳細なる復旧対策の内容、こういう復旧対策をやりたいという詳細なものを作りまして付議したわけなんです。それで協議会は大体各省の局長級を以て構成されておりました。私が会長なんです。委員長なんです。それで話をいたしました。勿論即決はできません。十分各省で研究する、各省も非常に協力的に意見を述べておりました。それから昨日の午後次官會議がありまして、北海道開発庁の岡田次長がその次官會議に出まして、やはりその復旧対策案を詳しく説明して、至急考慮してもらいたいということを出しました。今朝閣議に私がその復旧対策案を閣議で披露いたしました。至急解決するように考慮してもらいたいということを強調しておきました。その復旧対策は結局恒久対策もありまして、差詰めのところは一番重点を置いておるのは緊急資金の問題なんです。緊急資金を、資金運用部から緊急資金とし

て二十数億圓ぐらい出してもらいたいというものが主たるものであります。そのほか別途に金融機関から一般の生業資金をこれ／＼出してもらいたいとか、或いは農業関係におきましては農林中金から考慮してもらいたいとか、いろいろ／＼内容を相当詳細含んだものなんです。それを今各省で、昨日岡田次長は次官會議で話して、昨日の午前は協議会で担当の局長に話してある。こういうわけで大抵各省にその問題が徹底して行くと思つた。そこで各省の中で至急研究に取掛つておられるのであります。それと我々のほうと協力いたしまして具体化した。私は本日閣議では、できればこの次の閣議即ち二十一日が休みになりますので二十日に繰上げ閣議になると思つた。そこで一応の目算がつくように是非とも大蔵大臣に考慮を願いたいということを強く要請しておきます。私の考え方としては、本年、昭和二十六年にはもう予算はあきらめ。ありまじやうで、どうしても昭和二十七年の予算を使わなければならぬ。法律上も、法律といつても予算上も二十七年の災害は、二十七年予算で出す形になつておる。従いまし、今回の十勝沖地震の災害復旧費といふものは、二十七年予算から出すのが、これが筋になつておるわけなんです。ところが予算が取れまして、災害の状況等が、関係各庁の間で以てびちつと一致した調査ができまじやうと、金が出まじやう。それがために調査に時間がかかりまじやう。調査に時間がかかりまじやうと、もう一つは、調査いたしました。現在の情勢ではまだ雪が北海道では相当積つておるわけなので

す。従つて徹底した調査が今できない。やはり雪解けを待たなければ、本当のところはわからん。こういうようなことになりまじやうので、私はそれだけに緊急資金が極めて重要である、こう思つた。な。お特殊事情をいたしましては、この震災が三月の初めに起つたといふことは、不幸中の幸いでありまじやう。と申しまじやうのは、北海道の二十七年の経済活動というものは、大体四月の下旬から五月の初めに開始される。従つて今速かなる手を打てば、二十七年の経済活動にも支障が極めて少くなる。震災は受けたけれども、二十七年の経済活動は余り支障なくやれる。こういうことに相成ります。で、どうしても今度の復旧を急がなければならぬ。それがためには、まあ調査の完璧が期せられないから、緊急資金でこれをカバーして行かなければならぬというわけで、今回の緊急資金は従来の緊急資金と異なつて極めて重要なものがあるといふことも、併せて閣下諸君に私から強調して、速かなる御善処を要望したいと、こういうような事情になつております。

○松浦定義君 只今大臣の御説明で、非常に御好意を感じたんですが、御承知の通りに、北海道は今大雪の中にありますので、農林関係の、而も特に土木の關係の災害の程度はまだ判明してない。かような状態だと、いざ知事も報告しておると思つたが、さような意味合いから先ず第一に家屋の建設等が急遽にされないと、御承知の津波或いは全壊家屋の罹災者は、学校とか或いはお寺その他友人知己を頼りまして只今本場に寒い中を辛い生活をしておるわけでありまじやう。そういう意味でも現地にいたしましては、木材とか容れる關係の手配は十分いたしまして、何といたしまして資金の關係が大事だといふので、痛切な叫びが揚つておるわけでありまじやうので、只今大臣がお話になりましたような急遽を要する問題といたしまして、是非最善の御努力をお願いしたい。いざれ細かい問題につきまじやうは、委員長が参議院を代表いたしまして行つておられまして、帰つて来られました報告に基いて、又委員のかた／＼の御協力を得たい。かように考えておりますので、一応概略的に只今大臣の御意見に感謝いたしますと同時に、今後絶大な御協力をお願いいたします。これで質問を終りたいと思つた。

○國務大臣(野田卯一君) なお一言附加して申し上げておきたいのは、道庁が非常によくやつておられまして、政府の關係の緊急資金はまだ決定しておりませんが、すぐに銀行當局、日本銀行、それから北海道拓殖銀行、北海道銀行等々協議されまして、差詰めのところは三億数千万圓の緊急資金的なものを金融機関から出してもらいまし、措置しておられる。現実には進行中でありまじやう。これは私は非常に機宜の優れた措置だと思つた。日本銀行の好意も非常に感謝しております。もうすでに手を打つておる実情でありまして、その点を含んでおいて頂きたいと思つた。

○理事(赤木正雄君) ほかに御質問ございせんか。別になければ本日の委員会はこれを以て散會いたします。

午前十一時四分散會

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、公営住宅法第六條の規定に基づき、承認を求めるの件

公営住宅法第六條の規定に基づき、承認を求めるの件

公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第六條の規定に基づき、別紙第一期公営住宅建設三箇年計画について、承認を求める。

第一期公営住宅建設三箇年計画昭和二十七年から昭和二十九年までの第一期公営住宅建設三箇年計画を次の通り定める。

一、公営住宅一八〇、〇〇〇戸を建設する。

二、右の種別及び構造内訳は左の通りとする。

第一種公営住宅

木 造 三、〇〇〇戸

各種耐火構造 三、〇〇〇戸

第二種公営住宅

木 造 三、〇〇〇戸

三、公営住宅の建設にあわせて児童遊園、共同浴場、集会所及び管理事務所を必要に応じて建設する。

三月十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、札幌市北農第一別館接収解除に関する請願(第九七四号)

一、東京都明石小学校接収校舎返還促進に関する請願(第一〇三三号)

一、道路法改正に関する請願(第一〇四号)

一、黒目川改修工事施行に関する請

願(第一〇一二号)

一、北上川石島谷町区域内沿岸改修工事促進に関する請願(第一〇一三三号)

一、府県道大野見須崎港線完成促進に関する請願(第一〇四八号)

一、府県道安来多里線改良工事施行に関する請願(第一〇五六号)

一、府県道一畑平田線中三浦トンネル開さくに関する請願(第一〇五七号)

一、河川の水利用許可権移管反対に関する請願(第一〇一〇号)

一、鮎石、別山両河川の合流点改修工事施行に関する請願(第一〇一一号)

一、利根運河工事再開促進に関する請願(第一一二二号)

第九七四号 昭和二十七年三月一日受理

札幌市北農第一別館接収解除に関する請願

請願者 北海道札幌市北四条西一丁目北海道指導農業協同組合連合会内 幡野直次

紹介議員 東 隆君

北海道においては、農民組織の指導連絡機関として農業協同組合が農村会館を経営することが必要であるが、現下の農村経済では到底新設することができない状態であり、農民の札幌出張経営を節約する必要にも迫られているから、昭和二十年連合国軍占領軍の札幌駐とんにより接収された北海道指導農業協同組合連合会所有の北農第一別館の接収解除を願うたいとの請願。

第一〇三三号 昭和二十七年三月三日受理

東京都明石小学校接収校舎返還促進に関する請願

請願者 東京都中央区入舟町三ノ二 前原榮太郎

紹介議員 高良 とみ君 木内キヤウ君

東京都中央区立文海中学校は、昭和二十二年新教育の六・三制度の実施に伴い同区内元明石小学校校舎を独立校舎として充当された。しかるに、右校舎は昭和二十年九月に接収されたまま今日に及んでいるため、文海中学校は、他校と同居を余儀なくされあらゆる不便と支障を忍んで教育活動を続けているから、この度の講和の実現と日米安全保障條約に基づく行政協定の締結に当り、義務教育の重要性にかんがみすみやかに元明石小学校校舎の接収解除がなされるよう善処せられたいとの請願。

第一〇四号 昭和二十七年三月三日受理

道路法改正に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ四私鉄経営者協会

紹介議員 小野 哲君

近き道路法が改正される由であるが、本法は私鉄に重大な関係があるから、本法改正に際しては是非とも私鉄の希望を充分考慮せられたいとの請願。

第一〇一二号 昭和二十七年三月三日受理

黒目川改修工事施行に関する請願

請願者 埼玉県北足利郡朝霞町

長 橋本政之助外八名

紹介議員 石川 榮一君

黒目川は、平野の川としてはまれに見る急流であり、しかも川幅が狭い上に屈折はなほだしく、かつ耕地より川底の高いところさえあつて豪雨の度に流域に被害を与えているから、国費補助県費改修工事をするにやから実施せられたいとの請願。

第一〇一三三号 昭和二十七年三月三日受理

北上川石島谷町区域内沿岸改修工事促進に関する請願

請願者 岩手県稗貫郡石島谷町 長 藤原文三外一名

紹介議員 川村 松助君

岩手県石島谷町区域内の北上川は、年々その流域が変化し、川の中心は逐次西方に移動しつつある。現状のままに放置すれば年々欠損し、人家を川中に流失せしめることは極めて明らかであるから、当町区域内北上川沿岸改修工事をするにやから実施せられたいとの請願。

第一〇四八号 昭和二十七年三月四日受理

府県道大野見須崎港線完成促進に関する請願

請願者 高知県高岡郡上分村長 高野清榮

紹介議員 寺尾 豊君

府県道大野見須崎港線(十九・五キロ)は、高知県告示第五十六号により昭和二十四年二月一日県道の認定を受けているのであるが、本路線中、既定府県道須崎宇和島線の分岐点まで五・五キロの外は、町村道のままで幅員僅かに

二米ないし三米のため、高岡郡中西南部の広大な森林資源の開発ができぬ実情にあるから、すみやかに本路線改良の工事を実施せられたいとの請願。

第一〇五六号 昭和二十七年三月五日受理

府県道安来多里線改良工事施行に関する請願

請願者 島根県能義郡安来町 大井修一外五十四名

紹介議員 小龍 彬君

府県道安来多里線は、戦前沿線物資輸送の最重要路線であつたが、戦中統制経済に束縛せられいつしか本路線の荒廃となり、災害の復旧も充分でなく、ついに物資の交流も少くなるにいたつたのであるが、終戦後統制経済の撤廃に伴う自由経済の再現と、トラック輸送の興隆は生産地、市場、消費地間の最短距離を要求するようになり本路線の重要性を加重してきたから、すみやかに国費により本路線を改修せられたいとの請願。

第一〇五七号 昭和二十七年三月五日受理

府県道一畑平田線中三浦トンネル開さくに関する請願

請願者 島根県繁川郡平田町長 木佐徳之助外二十一名

紹介議員 小龍 彬君

府県道一畑平田線中三浦峠は、標高百三十六メートルの地点を横断しているのに急い、ゆんかつ小曲折が多く、自転車にも乗れず、トラックも積載量を半減しなければ越えられぬ上、積雪の際は村民総出動して除雪を行わねば通行不能の状態、物資の移出入に及ぼすじ

ん、大なる障害は関係市町村の産業経済に非常な打撃を与えているから、すみやかに三浦時をトンネルに改良せられたいとの請願。

第一二〇号 昭和二十七年三月七日受理
河川の水利使用許可権移管反対に関する請願

請願者 新潟県議會議長 西川 彌平治

紹介議員 北村 一男君

政府は近く、電源開発の促進を理由として、現行河川法を改正し、現在地方庁の権限である水利使用の許可権を國に移管する法案を準備しているとのことであるが、かかる改正は、かんがい用水排水、工業用水との関連はもとより、水害対策など地方の実状に即して行方地方公共団体の河川に対する総合行政を一大困難に遭遇させることとなり、行政民主化の逆行となるから、河川の水利使用許可については、現行法を維持せられたいとの請願。

第一二二号 昭和二十七年三月七日受理

請願者 新潟県刈羽郡西中通村 長 江口權三郎外二名

紹介議員 北村 一男君

昭和二十六年にその一部工事が施行された鑄石、別山両川の改修工事は、流域の不安を減少するまでに至らず、局部的にはかえつて逆効果をもたらしている地域もあり、ことに昨年施行された区域の下流即ち県道柏崎長岡線の豊田橋と越後線鉄橋間は、もともと川

幅が狭いため出水時に危険な地点であるから、両河川の合流点附近とともに本年度中に完成するよう格段の考慮を払われたいとの請願。

第一二三号 昭和二十七年三月七日受理
利根運河工事再開促進に関する請願

請願者 茨城県行方郡潮来町 地下惣松外百六十二名

紹介議員 宮田 重文君

利根運河は、利根川沿岸および霞ヶ浦周辺の水郷地帯と京浜地区とを水上運輸によつて直結する重要な交通機関であるが、昭和十六年の暴風雨によつてその機能を失ひ、その後農産物わら工品の輸送はいちじるしい支障を受け、肥料日用品等の移入は、陸路によるため、運賃が高くなる等その影響は同地帯の住民にとつて深刻なものであるから、すみやかに利根運河復旧工事を再開せられたいとの請願。

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案(衆)

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

(目的)
第一條 この法律は、特殊土じよう地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによつて、特殊土じよう地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的とする。

(特殊土じよう地帯の指定)

第二條 内閣総理大臣は、特殊土じよう地帯対策審議会の意見をきいて、しばしば台風の影響を受け、雨量がきわめて多く、且つ特殊土じよう(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しやすくを受けやすい性状の土じよう)をいう。以下同じ)でおおわれ地形上、年々災害が生じ、又は特殊土じようでおおわれているために農業生産力が著しく劣つていて都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じよう地帯として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならぬ。

(特殊土じよう地帯対策事業計画の設定)

第三條 内閣総理大臣は、特殊土じよう地帯対策審議会の意見をきいて、第一條の目的を達成するために必要な特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 内閣総理大臣は、前項の事業計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

(事業の実施)

第四條 前條第一項の事業計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

第五條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議するために、総理府に特殊土じよう地帯対策審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に對し、意見を申し出ることができ

(審議会の組織等)

第六條 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員十九人以内で組織する。

- 一 地方自治庁次長
 - 二 大蔵事務次官
 - 三 農林事務次官
 - 四 運輸事務次官
 - 五 建設事務次官
 - 六 経済安定本部副長官
 - 七 都道府県知事 二人
 - 八 都道府県議會議長 二人
 - 九 市町村長 二人
 - 十 市町村議會議長 二人
 - 十一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の教授 二人
 - 十二 農業者の団体を代表する者 三人以内
- 2 前項第七号から第十二号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互

選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出請求等)

第七條 審議会は、第五條第一項に規定する事項の調査審議に關し必要あるときは、関係のある行政機関、地方公共団体その他の者に対し、資料の提出を求め、又は報告をさせることができる。

(関係地方公共団体等の意見の申出)

第八條 関係地方公共団体その他の者は、第三條第一項の事業計画に關し、審議会に對して意見を申し出ることができる。

(国の予算への経費の計上)

第九條 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三條第一項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(特別な助成)

第十條 国は、第三條第一項の事業

計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六條（補助金の交付）の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講ずることができ

る。

2 国は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二條（無償貸付）又は第二十八條（譲与）の規定にかかわらず、第三條第一項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失う。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中積雪寒冷單作地帯振興対策審議会の項の次に次の一項を加える。

特殊土地 （昭和二十七年法律第 策審議 会	特殊土地、及び、地帯災害防 じよう除及振興臨時措置法 （昭和二十七年法律第 策審議 会
--------------------------------	---

昭和二十七年四月二十六日印刷

昭和二十七年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 行